

2020 年 1 月 10 日

企業会計基準委員会 御中

PwC あらた有限責任監査法人 品質管理本部
アカウンティング・サポート部

企業会計基準公開草案第 68 号
「会計上の見積りの開示に関する会計基準（案）」に対するコメント

貴委員会から 2019 年 10 月 30 日付で公表されました企業会計基準公開草案第 68 号「会計上の見積りに関する会計基準（案）」（以下「本公開草案」という。）について、私どもの意見を下記のとおりに提出いたします。

記

質問 1（原則（開示目的）に照らして開示項目を判断するという本公開草案の基本的な考え方に関する質問）

本公開草案では、原則（開示目的）を示したうえで、当該原則（開示目的）に照らして、開示する具体的な項目の識別とその記載内容について判断することを企業に求めることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意する。

質問 2（開示目的の内容に関する質問）

本公開草案における開示目的の内容に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

質問 3 と合わせて回答する。

質問 3（開示する項目の識別に関する質問）

本公開草案の開示する項目の識別に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案の方向性に同意する。ただし、以下について検討いただきたい。

1. 開示する項目を識別するための判断基準の記載場所

本公開草案第 19 項後段において、「翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高い項目を識別するにあたり、翌年度の財務諸表に及ぼす影響の金額的な大きさとその発生可能性を総合的に勘案して企業が判断することが考えられる」との記述がある。

当該記述は、開示する項目を識別するための判断規準であり、開示目的に照らした判断を行うために有用と考えられる。したがって、当該記述は、結論の背景ではなく、会計基準の本文に記載することを検討いただきたい。

2. 「重要な影響を及ぼす可能性が高い」という表現の見直し

本公開草案第 4 項後段では「重要な影響を及ぼす可能性が高い」という表現が用いられている。しかし、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準では「可能性が高い」という表現は発生可能性の程度を表すものとして使われることが多いと理解している。このため、仮に「可能性が高い」という表現を用いた場合、見積りと実績の差額が大きくなる可能性がある場合であっても、その差が翌年度に発生する可能性が「高く」はない場合には、開示されない実務となる恐れがある。

例えば、「重要な影響を及ぼす可能性が高い」を「重要な影響を及ぼす可能性がある」などの表現に修正することを検討いただきたい。

質問 4（会計上の見積りの開示の対象とした項目名をまとめて注記することに関する質問）

本公開草案では、会計上の見積りの開示については、本公開草案に基づき開示された情報であることが明瞭にわかるようにすることが有用と考えられたため、IAS 第 1 号第 125 項では求められていないものの、当該注記は独立の注記とし、識別した項目が複数ある場合には、それらの項目名はまとめて記載することを求めることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意する。

質問 5（項目名に加えて注記する事項に関する質問）

本公開草案の項目名に加えて注記する事項に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案の方向性に同意する。ただし、以下について検討いただきたい。

1. 「当年度の財務諸表に計上した金額」の範囲の明確化

本公開草案第 7 項では、(1)の「当年度の財務諸表に計上した金額」の「具体的な内容や記載方法については、第 4 項の開示目的に照らして判断する」とされている。このため、開示目的に照らして必要と判断される場合には、財務諸表本表に表示されている

金額に限らず、当該金額に含まれる、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある部分の金額などの開示が必要となる場合があると理解している。

したがって、当該第 7 項(1)の「当年度の財務諸表に計上した金額」は、財務諸表本表に表示されている金額のみを指すのではなく、当該金額に含まれる一部分の金額なども含んだ表現であることが理解できるように、結論の背景において明確化すべきと考える。

2. 「主要な仮定」の内容の明確化

本公開草案第 8 項(2)の「当年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定」について、本公開草案第 26 項前段では、その有用性について説明されているが、「仮定」がどのようなものかについての説明はない。

一般に、会計上の見積りにおける仮定には、入手可能な情報に基づき経営者の判断により選択された金利や割引率（企業会計基準第 30 号「時価の算定に関する会計基準」第 4 項(5)で定義する「インプット」を含む。）、将来の状況や事象などが含まれると理解している。こうした前提に立ち、例示などにより「仮定」がどのようなものか明確化することを検討いただきたい。

3. 開示目的を満たすために開示すべき情報の明確化

本公開草案第 17 項では、「企業の置かれている状況について財務諸表利用者が理解できるような情報を開示する」と記述がある。また、本公開草案第 26 項及び第 27 項では、「企業の置かれている状況がわかるようにすることで、財務諸表利用者に有用な情報を開示することとなると考えられる」と記述がある。

開示目的に照らして「企業の置かれている状況」（例えば、引当金の対象となる状況）を開示することも有用であると考えられるが、そのような状況において企業がどのように会計上の見積りを行ったか（例えば、引当金の算出方法やその際に使用した仮定など）を開示することは、本公開草案第 4 項における開示目的とより整合的であると考えられる。

このため、本公開草案第 17 項を「企業の置かれている状況を反映した会計上の見積りの内容について財務諸表利用者が理解できるような情報を開示する」といった記述に、本公開草案第 26 項及び第 27 項を「企業の置かれている状況に即して行われた会計上の見積りの内容がわかるようにすることで、財務諸表利用者に有用な情報を開示することとなると考えられる」といった記述に、それぞれ変更することを検討いただきたい。

質問 6（個別財務諸表における取扱いに関する質問）

本公開草案の個別財務諸表における取扱いに関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

連結財務諸表における記載を参照するための要件について検討いただきたい。

本公開草案第 9 項の表現では、連結財務諸表における記載が当年度の個別財務諸表に計上した金額の算出方法を理解するために有用でなくとも参照することができるように見える。例えば、連結財務諸表が指定国際会計基準に従って作成されており会計基準自体に差異がある場合、連結財務諸表における記載を参照しても財務諸表利用者の理解に資する情報を提供することはできない可能性があると考えられる。

このため、本公開草案第 9 項において連結財務諸表における記載を参照することができるのは、そうすることにより当年度の個別財務諸表に計上した金額の算出方法に関して財務諸表利用者の理解に資する情報を提供することができる場合に限るべきである。

質問 7（適用時期及び経過措置に関する質問）

（質問 7-1）適用時期に関する質問

本公開草案の適用時期及び早期適用に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意する。

（質問 7-2）経過措置に関する質問

本公開草案の経過措置に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

本公開草案の提案に同意する。

質問 8（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

【意見】

特になし。

以 上